

損保ジャパンRMレポート 191

新型コロナウイルスの感染拡大(3)

緊急事態宣言の発令による企業への影響と対応

飛鳥馬 隆志 Takashi Asuma

菅 正史 Masashi Kan

リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部 企業第2グループ リーダー

リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部 企業第2グループ 主任コンサルタント

はじめに

緊急事態宣言に伴い多くの企業は、これまで実施してきた対策を一層強化する動きがみられる。その一方 で、日本では施設の使用制限等は要請・指示に留まり強制力を持たないため、各企業は自らの判断で対応を 決断することに迫られている。

本稿では、緊急事態宣言の内容と企業の対応事例から、各企業が講じるべき対策について整理する。

1. 緊急事態宣言について

1.1. 緊急事態宣言の要旨

1.1.1. 緊急事態宣言の概要

4月7日、安倍首相は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、改正特措法)第32条に基づき、 緊急事態宣言を行った。この法律では、同宣言の発令にあたって、その期間や対象地域、緊急事態の概要を 指定することとされている。今回の同宣言ではそれぞれ以下の通りとなっている。

表 1 緊急事態宣言の概要

2020年4月7日 (火) から2020年5月6日 (水) まで 期間 ただし、感染拡大の状況などから緊急事態宣言の措置を実施する必要がなくなっ たと認められるときは、速やかに緊急事態を解除する 対象地域 東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、 ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高い と認められること ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されてお り、医療提供体制もひっ迫してきていること 以上2点から、発令に必要な下記2要件を満たしていると認められる。

¹ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」に基づき当社作成 https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen.pdf (アクセス日:2020-4-13)

①国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある
②全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす
おそれがある

1.1.2. 緊急事態宣言発令による知事への権限付与

同宣言の発令により、対象地域の都府県知事には以下のような権限が付与された。いずれも改正特措法が 根拠となっており、該当する条項も下表で併せて示している。ただし、欧米のように罰則規定を持った強制 力のある措置は少ない。

表 2 緊急事態宣言による都道府県知事への主な権限付与2

強制力あり	臨時の医療施設開設などで土地や建物を同意なしに使用(第49条)		
	・ 必要な医薬品や食品などの収用 (第 55 条) ※罰則規定あり		
強制力なし	・ 住民への不要不急の外出自粛要請(第45条1項)		
	学校への休校要請・指示(第 45 条 2 項・3 項)		
	・ 多くの人が利用する施設の管理者等への施設使用制限要請・指示(第45条2項・3項)		
	・ 多くの人が集まるイベントの主催者への開催自粛要請・指示(第45条2項・3項)		

1.1.3. 基本的対処方針3の概要

同宣言の発令に伴い、同日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(3月28日新型 コロナウイルス感染症対策本部決定)(以下、基本的対処方針)が改正された。この基本的対処方針は、新型 コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的 指針を示している。

まず、全般的な方針として以下の4点が挙げられている。

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の 低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い 止めるべく万全を尽くす。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場 合には、強化した対策を適宜元に戻す。

また、具体的には以下のような内容が盛り込まれている。

- ・ ウイルスまん延防止のため、外出自粛の要請等により8割程度の接触機会の低減を目指す。
- ・緊急事態宣言を発令しても、社会や経済機能への影響を最小限にとどめ、海外で行われている「ロ ックダウン」(都市封鎖)のような施策は実施しない。
- ・ 同宣言の対象となった7都府県の住民には、不要不急の帰省や旅行など、県外への移動を極力避け

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf (アクセス日:2020-4-13)

² インターネットや新聞情報等を元に当社作成

³ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

ることや、食料・医薬品や生活必需品の買い占めなどの混乱が生じないよう冷静な対応を促す。

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩な ど、生活の維持に必要なことについては外出の自粛要請の対象にならない。
- ・ 7 都府県では在宅勤務(テレワーク)を強力に推進する。出勤する場合でも時差出勤や自転車通勤 等で人との接触を低減するようにする。
- ・ 患者の増加で医療提供に支障が出るようであれば、入院治療が必要のない軽症者などは自宅療養と したり、必要に応じて電話やオンラインで診療を行う体制を整備したりする。

1.2. 対象地域

1.2.1. 選定の基準

緊急事態宣言の対象地域を決定する際の判断材料として、当該都府県内の①累計の感染者数、②感染者数 が2倍になるまでの時間(倍加時間)、③感染経路が不明な感染者数の割合、の3つが挙げられている。

特に東京都及び大阪府においては、同宣言発令前日の4月6日時点で、報告された累積感染者数が400人 以上(東京都 1,123 人、大阪府 429 人)、過去 1 週間の倍加時間が 7 日未満(東京都 5.0 日、大阪府 6.6 日) であり、経路が追えない感染者数も1日の感染者数の半数以上となっていた。また福岡県は、4 月 6 日時点 で倍加時間が2.9日と全国最短、感染経路の不明な感染者の割合が72%と全国最大だったゥ。これ以外の埼玉、 千葉、神奈川の各県は東京都と、また兵庫県は大阪府と、それぞれ生活圏が一体であるとして対象地域に選 定されている。

なお、改正特措法第 32 条 3 項には、同宣言の対象地域を変更できる規定がある。4 月 10 日までに愛知県 や京都府の知事が対象地域への追加を要請しており、今後の感染状況によっては専門家で構成する「基本的 対処方針等諮問委員会」で議論の上、対象地域に加えられる可能性がある。

1.2.2. 対象地域と非対象地域での要請の違い

緊急事態宣言が出される以前から、各都道府県知事は住民に対して不要不急の外出自粛などの要請を呼び 掛けていた。同宣言の発令後、対象地域の7都府県とそれ以外の道府県で要請の内容が異なってきている。

対象地域では、改正特措法に基づいて施設・店舗等への休業要請を順次行っており、4月13日までに7都 府県すべてで要請を行う見通しとなった。

一方、対象地域以外の道府県の多くでは、対象7都府県への移動自粛を住民に呼び掛けたほか、7都府県 の住民に対し自県に流入しないよう呼び掛けを強めている。一部の県では、対象地域からの来県者に14日間 程度の外出自粛を要請しているところもある。いわゆる「コロナ疎開」と呼ばれる宣言対象地域からの移動・ 流入に対して、医療資源の少ない地方の道府県では感染拡大を防止するために様々な要請が行われている。

1.3. 事業継続が求められる業種

政府の基本的対処方針によると、同宣言発令後も事業の継続が求められる業種は以下の通りである。ただ し、密閉空間、密集場所、密接場面という「3つの密」を避けるための取り組みを講じることが前提となる。

⁴ 首相官邸「令和2年4月7日安倍内閣総理大臣記者会見」

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0407kaiken.html (アクセス日:2020-4-13)

⁵ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf (アクセス日:2020-4-13)

表 3 緊急事態宣言発令後も事業継続が求められる業種6

	5事業継続が求められる業種。		
1. 医療体制の維持	すべての医療関係者(病院・薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血		
	の実施業者、入院者への食事提供等、患者の治療に必要なすべての物資・サービ		
	スに関わる製造業、サービス業を含む)		
2. 支援が必要な方々	高齢者や障害者などの居住や支援に関するすべての生活支援関係事業者(介護老		
の保護の継続	人福祉施設・障害者支援施設の運営関係者等、高齢者、障害者などが生活する上		
	 で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む)		
3. 国民の安定的な生	① インフラ運営(電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、上下水道、通信・デ		
活の確保	ータセンター等)		
1口 シン作匠 /木	2 飲食料品供給(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネ		
	ット通販等)		
	③ 生活必需物資供給(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)		
	④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売(百		
	貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)		
	⑤ 家庭用品のメンテナンス(配管工・電気技師等)		
	⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)		
	⑦ ごみ処理(廃棄物収集・運搬、処分等)		
	⑧ 冠婚葬祭業 (火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)		
	⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)		
	⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サ		
	ービス、自家用車等の整備等)		
4. 社会の安定の維持	① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決		
	済サービス等)		
	 ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、		
	航空・空港管理、郵便等)		
	③ 国防に必要な製造業・サービス業(航空機、潜水艦等)		
	④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ		
	関係等)		
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	処理、個別法に基づく危険物管理等)		
	⑥ 行政サービス(警察、消防、その他行政サービス)		
	⑦ 育児サービス (託児所等)		
11			
5. その他	医療・製造業のうち、		
	・設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)		
	・医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なものを製造して		
	いるもの		
	また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者		

⁶ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき当社作成 $\verb|https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf| (\textit{TPTS} : 2020-4-13)$

1.4. 自粛が求められる業種・施設(東京都の場合)

前述の通り、緊急事態宣言の対象7都府県では更なる感染拡大を防ぐため、様々な施設や店舗に休業要請 を行っている。ここでは、最初(4月10日)に要請を発表した東京都における休業要請の対象業種・施設を 示す。東京都の休業要請対象は、概ね改正特措法に基づいているが、一部で床面積 100 ㎡超の中規模施設も 独自に対象に加えていることが特徴的である。なお、他の6府県も概ね東京都と同様の基準で休業要請を実 施済み、または実施予定となっている。

この他、飲食店・喫茶店等は休業要請対象ではないが、東京都は営業時間を午前5時~午後8時までとし、 酒類の提供は午後7時までとするよう要請している。

表 4 東京都による休業要請の対象業種・施設7

要請内容	施設の種類	内訳
休業を要請	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネ
(改正特措法		ットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、場外馬券売場、ライブハ
に基づく。た		ウス 等
だし※は改正	大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
特措法によら		(床面積 1,000 ㎡超)
ず都が独自に		同上 (床面積 100 ㎡超 1,000 ㎡以下) ※
協力を依頼)	運動、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、
		又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館(集会用の部分)
		(床面積 1,000 ㎡超)
		同上 (床面積 100 ㎡超 1,000 ㎡以下) ※
	商業施設	生活必需物資を扱わない小売店、サービス業(床面積 1,000 ㎡超)
		同上 (床面積 100 ㎡超 1,000 ㎡以下) ※
種別によって	文教施設	学校 (大学等を除く)
は休業を要請	社会福祉施設等	保育所、学童クラブ等(必要な保育等を確保)
		通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用さ
		れる福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短
		期間の入所用の部分)

⁷ 東京都「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(令和2年4月10日)」に基づき当

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/661/2020041000.pdf (アク セス日:2020-4-13)

2. 緊急事態宣言に伴う企業の対応

2.1. 対応事例

緊急事態宣言に伴う企業の対応状況は、以下のとおりである。

在宅勤務の実施を推奨から原則に変更するなど、これまでの対策を強化する動きが多い。

従業員の安全・社会的責任に重点を置き拠点の閉鎖や主要事業の中断を決断した企業もある。

表 5 緊急事態宣言に伴う企業の対応事例8

	業種	対応内容
A社	電気機器製造	対象地域の全ての拠点を臨時休業
B社	建設業	対象地域の施工中の現場について、発注者と協議の上、工事中止・現場 閉所を基本方針とした
C社	事務用品・オフィス 家具製造	対象地域の主要な事務拠点を閉鎖 家具・建材等の納品・施工の停止
D社	不動産管理	マンション管理業務の縮小・一部中止 マンション改修工事の原則休工、ビル管理業務は個別対応
E社	食品製造	製造商品の絞り込み・生産数量の制限する可能性等をホームページで発信
F社	医薬品卸	同業他社と共同配送や納品代行など物流体制を検討 出勤と自宅待機の輪番制による事業継続体制を構築
G社	自動車製造	出社がやむを得ない従業員は、公共交通機関の利用を可能な限り避ける 生産・販売窓口(店舗)は継続
H社	電力	発電所の中央制御室への入室規制、マイカー通勤の利用推奨 施設内において宿泊可能な設備・場所の確保
I社	情報通信	全員出社禁止、やむを得ず出社が必要な場合は時差出退勤 複数チーム分けによるローテーションや、複数拠点で相互バックアップ
J社	百貨店	対象地域に所在する商業施設を臨時休業 (ただし食料品フロアは営業)
K社	外食	営業時間短縮、客席数の限定、持ち帰りのみ営業など (店舗ごとに個別対応)

2.2. 事業継続の方策

各企業の対応事例等を参考に、3つの事業継続の方策について整理する。

2.2.1. 輪番制による出勤者数の削減

どうしても出勤が必要な業務は、輪番制の検討を推奨する。表 6のように部署ごとに1日おきに、半数が 出勤することができれば、単純計算で出勤者を75%削減することができる。

また、輪番制は万が一出勤者に感染者が発生した場合でも、濃厚接触者を限定することができるため、事 業を止めないための対策としても有効である。

⁸ インターネットや新聞情報等を元に当社作成

表 6 輪番制による出勤者の削減例9

		月	火	水	木	金	月	火	水	木
部署A	1班	出勤				出勤				出勤
	2班			出勤				出勤		
部署B	1班		出勤				出勤			
	2班				出勤				出勤	
部署C	1班	出勤				出勤				出勤
	2班			出勤				出勤		
部署D	1班		出勤				出勤			
	2班				出勤				出勤	

2.2.2. 生産体制の切り替え

世界的な経済活動の停滞に伴う需要低迷の影響を少しでも回避するため、需要が見込まれる製品の生産に 向けて、体制を見直す動きが出てきている。特に、マスク等の感染対策に関わる製品を生産することは、社 会貢献にもつながる。

表 7 生産体制の切り替え事例10

	業種	内容
A社	電機製造	三重県内の工場で1日15万枚を生産。生産にあたっては経済産業省の 助成金やマスク生産のノウハウを持つ親会社からの技術指導、液晶ディスプレイ製造で保有するクリーンルームを活用。
B社	自動車製造	顔全体を覆うフェイスシールドを愛知県内の工場で生産し、医療機関 に供給する。子会社でも自社などで使う不織布マスクを4月から生産。
C社	電気機器製造	シャツの生地の製造設備を転用し、布マスク用ガーゼの生産を開始。自社素材を使用し開発した形態安定立体マスクの一般販売も始めた。
D社	電気機器製造	4月下旬から不織布マスクの生産を開始。
E社	アルコール飲料製造	消毒液の原料の国内生産を検討しているとの情報がある。 アメリカにあるウィスキーの生産拠点では、既に消毒液の生産を始め ている。
複数社	酒造会社	高濃度アルコール製品の製造・販売を次々と始め、法規制が増産の壁となっている消毒用の「代替品」として注目されている。 いずれの製品も一般的な消毒液と同程度のアルコール度数ではあるが、消毒や除菌目的で製造された商品ではないとの但し書きが付けられている。 ¹¹

⁹ 当社作成

¹⁰ インターネットや新聞情報等を元に当社作成

[□] 厚生労働省は4月10日に、手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得な い場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えない、との見解を示 した。なお、厚生労働省の担当者の見解では、一般家庭での使用は推奨されておらず、せっけんによる手洗いを推奨して いる。

2.2.3. 業態の転換

飲食店では、感染対策として店内での飲食を中止して、テイクアウト販売や宅配サービスに転換する動き が出てきている。外出自粛要請等により、宅配サービスのニーズは高まっており、感染リスクが高い介護施 設などへの提供は社会貢献にもつながる。

北海道のホームページに、新型コロナウイルス感染症対策に関する企業・団体の取組事例が発信されてい るので、お役立ていただきたい。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/kinkyu/korona-torikumi.htm



図 8 北海道のホームページ

3. テレワークによる事業継続

4月 11 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において安倍首相は、いまだ通勤者の減少が十 分でない面もあることから、緊急事態宣言の区域内において、オフィスでの仕事は原則として自宅で行える ようにすること、どうしても出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割削減するよう要請した。すでにテレ ワークを実施している企業もあるが、テレワークでは事業継続が難しい業務もあり、対応に苦慮している企 業も多い。

ここでは、事業継続の観点でテレワークを導入する上での課題とテレワークを導入して分かってきた課題 を確認する。

3.1. テレワークを導入する上での課題

オフィスでの仕事でも、請求書や契約書などの紙で作成・保管する業務などは、どうしても出勤が必要と なりテレワークが難しいといわれているが、これらの業務も作業単位に分解すると部分的にテレワークが可 能となることがある。

例えば、契約書のチェックはテレワークで行い、印刷・押印・郵送などの出勤が必要な作業は毎週水曜日 に出勤してまとめて行う等の方法も考えられる。

また、テレワークは、人と人との接触機会を減らすための手段であって目的ではない。マイカー通勤に変 更することで人との接触を減らすことが可能となるし、輪番制で部署ごとに出社する曜日を分けることで出 勤者の削減につながる。

3.2. テレワークを導入してわかってきた課題

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを急遽導入したり、対象範囲を拡大したりしたことで、 様々な課題が見えてきた。ここでは、課題と対策例を整理する。

表 9 テレワークの課題と対策例12

No.	課題	対策例
1	コミュニケーションが難しい	部署単位でチャットや掲示板を設けて、形式ばらずに自由にコミ ュニケーションできる場を作る。
2	社員の業務管理が難しい	業務開始時と終了時に上長に本日の作業予定と進捗を報告する。 毎週月曜日に、今週の作業予定を所定の様式に記入してもらう。 困っていることを記入する欄も設けておくと良い。
3	職場の様に机や大きなディスプ レイがないため仕事が捗らない	自宅のネットワーク環境整備など必要経費を会社が補助している例があるが、ごく一部に限られており、実際には割り切って仕事をするしかないのが実態。
4	子供が自宅にいるため、所定の時 間通りに働くことが難しい	勤務時間に一定の自由度を認める。 (例えば、朝7時から夜10時の間で7時間就業すれば良いこと にするなど)
5	会社にある書籍や資料が確認できない	書籍であれば、必要性に応じて購入を認める。 出勤している人がいれば、その人に協力してもらい、自宅に配送 する。

4. 事業継続や雇用を維持するための支援策

4.1. 政府の緊急経済対策

政府は4月7日の緊急事態宣言に合わせ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策を同日に閣 議決定した。事業規模108.2兆円、財政支出39.5兆円といずれも過去最大の規模となった。このうち、事業 者や企業向けに打ち出された、事業継続や雇用維持のための主な支援策を以下に示す。

表 10 政府による事業者・企業向けの主な支援策13

支援策	概要
雇用調整助成金の	・ 緊急対応期間(4月1日~6月30日)の助成率を、中小企業は4/5(現行2/3)、
拡充	大企業は 2/3(現行 1/2)に引き上げる。
	・ さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は 9/10、大企業は 3/4 まで引き上げ
	వ .
	・ 雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象に加える。
	・ 支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行う。
事業者向け給付金	・ 幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事
(持続化給付金)	業主に対して、事業全般に広く使える返済不要の給付金を現金支給する。
	・ 新型コロナウイルスの影響で、2020年1~12月のいずれかの月の事業収入が前年
	同月比 50%以上減少した事業者が対象。中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事
	業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。
	・ 原則として電子申請とする。

¹² 当社作成

¹³ インターネットや新聞情報等を元に当社作成

日本政策金融公庫	・ 日本政策金融公庫などが 2020 年 3 月から実施している融資制度において、14 兆円
などによる資金繰	程度の融資枠を確保する。
り支援	・ 売上が5%以上減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主に対し、金利を
	一律 0.9%引き下げて今後 3 年間は 0%台の金利で融資を受けられるようにする。
	売上が 15%以上減少した場合は、利子にあたる金額を国が補填し、実質的に無利
	子で借りられるようにする。
	・ 利子が補填される融資の上限額は、中小企業が1億円、小規模事業者などが3,000
	万円。日本政策金融公庫などからすでに受けた融資についても実質無利子の融資
	への借り換えが可能になる。
民間の無利子融資	・ 国が利子にあたる金額を補填することで、民間の金融機関でも実質無利子・無担
	保の融資が受けられる。
	・ 対象は中小・小規模事業者の場合は売上が 15%以上、個人事業主の場合は売上が
	5%以上減った場合で、融資の上限額は3,000万円。
保証制度	・ 各地の信用保証協会が中小企業の資金繰りを保証する制度において、保証の枠を
	増やすとともに、企業が支払う保証料率を減免する。
危機対応融資	・ 政府が日本政策投資銀行と商工中金に資金を拠出し、災害や金融危機などで一時
	的に業績が悪化した企業に融資する制度の融資枠を、現在の 2,040 億円から 5 兆
	円に増やす。
税制措置	・ 収入が大幅に減少した企業やフリーランスを含む個人事業主に対し、法人税や消
	費税、所得税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収を 1 年間猶予す
	る。また年金や健康保険などの社会保険料についても同様に支払いが猶予される。
	・ 売上の減少が続く中小企業や個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都
	市計画税を、令和3年度に課税される1年分に限って、半額または全額を減免す
	る。
	・ 赤字が生じた場合に、過去の事業年度にさかのぼって法人税額の還付を受けられ
	る「繰戻し還付」の対象を、資本金が 10 億円以下の大企業にも拡充する。
	・ 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、
	チケット購入者が払戻しを求めなかった場合に、その金額を寄附金控除(所得控
	除又は税額控除)の対象とする。
	・ テレワークに必要な設備やテレビ会議用の機器などを導入した中小企業や個人事
	業主に対し、取得額の最大 10%を法人税額から差し引くなどの優遇措置を講じる。

4.2. 都道府県の対策

各都道府県や市町村においても、地域の企業・事業主に対して様々な補助金・助成金・融資等の支援策を 独自に行っている。

緊急事態宣言の対象地域のうち、東京都は休業要請を受け入れた事業者に「感染拡大防止協力金」を支給 すると発表した。一方、他の6府県では、現在のところ休業補償を独自に行うところはない。全国知事会は 4月8日、イベント中止や休業要請に応じた企業への損失補償を国に求める緊急提言を発表したが、政府は 休業補償には一貫して否定的な姿勢を示している。

全都道府県を対象とした調査によると、3月中旬の時点で、新型コロナウイルス対策として独自の中小企 業支援を44都道府県が実施済み、または具体的に実施予定と回答している。融資制度を新設するケースや、 景気悪化や災害のために用意していた既存の資金を拡充するケースも見られる。また、イベント自粛により 売上減少に陥った事業者向けの支援策については、26都府県が実施済みまたは検討中としている。以下にそ れらの具体例を示す。

表 11 都道府県による事業者・企業向けの主な支援策14

都道府県	概要
東京都	都内に店舗などがあり、緊急事態宣言の期間中に都の要請や依頼に協力して休業や営業時間
	の短縮を行う中小企業に対し、「感染拡大防止協力金」を支給する。金額は、1事業者に対し
	50 万円、2 店舗以上の場合は 100 万円。
福岡県	「緊急経済対策資金」で 3,285 億円を確保し、融資を受ける際に必要な信用保証協会への保
	証料も県が全額負担する。
新潟県	感染拡大で資金繰りに支障をきたしている中小企業向けに640億円を供給する。
宮城県	災害復旧向けの融資制度を拡充し、新型コロナウイルスで打撃を受ける事業者の資金繰りを
	支援する。
香川県	制度融資の適用要件について、従来は「売上高が減少した期間が3か月または6か月間」と
	していたものを1か月に短縮する。
熊本県	県有の 116 施設について、1 月 16 日以降に新型コロナウイルスの感染拡大でキャンセルした
	場合に利用料を免除する。

執筆者紹介

飛鳥馬 隆志 Takashi Asuma

リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部 企業第2グループ リーダー

専門は事業継続 (BCP·BCM)

菅 正史 Masashi Kan

リスクマネジメント事業本部 BCMコンサルティング部 企業第2グループ 主任コンサルタント

専門は事業継続 (BCP·BCM)

¹⁴ インターネットや新聞情報等を元に当社作成

SOMPOリスクマネジメントについて

SOMPOリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中核とするSOMPOホールディングス のグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント(ERM)、 事業継続 (BCM・BCP)、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社

総合企画部 広報担当

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL: 03-3349-3500 (2020年9月1日変更)